



しぶや青色

平成30年 12月号 第568号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

平成30年度 (一社)渋谷青色申告会関係納税表彰受彰の皆様

11月15日(木)、東郷記念館に於て、渋谷税務署主催の納税表彰式が挙行されました。また、11月21日(水)には渋谷都税事務所に於て、渋谷都税事務所長感謝状贈呈式が挙行されました。

平成30年度本会関係の栄えある受彰者の皆様をご紹介します。

国税関係

★ 渋谷税務署長納税表彰式 11月15日(木) (於: 東郷記念館)

渋谷税務署長表彰状 渥美純子 殿 (本部理事・原宿支部)
庄 徹 殿 (支部理事・恵比寿支部)

渋谷税務署長感謝状 柴田ミサエ 殿 (本部理事・代々木西支部)
畑野一恵 殿 (本部理事・渋谷支部)
小野田 隆 殿 (支部理事・代々木南支部)

都税関係

★ 渋谷都税事務所長感謝状贈呈式 11月21日(水) (於: 渋谷都税事務所)

渋谷都税事務所長感謝状 櫻井マツ江 殿 (本部理事・代々木西支部)

平成30年度渋谷税務署長納税表彰式



三木署長、太田副署長と受賞者のみなさん

渋谷都税事務所長感謝状



櫻井理事

税を考える週間（11月11日～11月17日）行事 『署長講演会』開催

11月13日（火）南国酒家・迎賓館において、「渋谷税務署長講演会」を開催いたしました。講師には、渋谷税務署から三木信博署長をお招きし、「改正相続法（民法）の概要」をテーマにお話しをいただきました。

講演では、今年7月、相続法の分野において大きな見直しが行われ、相続における配偶者を保護するための方策や相続をめぐる紛争を防止する等の観点から自筆証書遺言方式の緩和された内容などをお話しいただきました。

当日は36名が参加し熱心に耳を傾ける様子が見られました。

また、講演会終了後は青色申告普及会勢拡大出陣式と意見交換が行われ、会勢拡大や今後の会活動等について活発な意見交換を行い、大いに盛り上がりました。



三木署長



講演会風景

年末調整について

- ★ 12月の給料・賞与の金額が決定したら、必要書類等を準備のうえ、事務局へお越し下さい。
- ★ 納期特例7月～12月分の納期限は1月21日（月）
- ★ ご持参いただく書類等
 - 1 【給与所得者の配偶者控除等申告書】
 - ① 本人の平成30年中の所得見積額
 - ② 配偶者の名前・生年月日・平成30年中の所得見積額
 - 2 【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】
 - ① 源泉控除対象配偶者（注1）の名前・生年月日・平成30年中の所得見積額
 - ② 控除対象扶養親族の名前・生年月日・平成30年中の所得見積額
 - ③ 障害者（一般・特別・同居特別）-本人・同一生計配偶者（注2）・扶養親族
 - ④ 寡婦（一般・特定）、寡夫、勤労学生-本人
 - ⑤ 16歳未満の扶養親族の名前・生年月日・平成30年中の所得見積額
（注1） 源泉控除対象配偶者とは、本人（平成30年中の所得の見積額が90万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得見積額が85万円以下の人をいいます。
（注2） 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得見積額が38万円以下の人をいいます。
 - 3 【給与所得者の保険料控除等申告書】
 - ① 新（旧）生命保険料、介護保険料、新（旧）個人年金保険料の控除証明書
 - ② 地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書
 - ③ 毎月の給与から差し引かれた社会保険料額の集計、国民年金控除証明書等（本人が平成30年中に支払ったもの）及び国保、介護等本人が平成30年中に支払った保険料の集計。
 - ④ 小規模企業共済等掛金払込証明書（本人が平成30年中に支払ったもの）
 - 4 【平成30年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿（一人別徴収簿）】
 - 5 事業主の印鑑
 - 6 給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書（納付書）・・・納期特例あるいは一般用

平成30年分の確定申告における配偶者控除及び配偶者特別控除に留意！

配偶者控除及び配偶者特別控除が下の表のとおり改正されました。

		所得者（申告する人）の合計所得金額			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

(注) 1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

平成30年分の決算・確定申告作成指導のご予約受付中 !!

一申告及び納期限一 所得税及び復興特別所得税は3月 15日 (金)
消費税等は4月1日 (月)

★ご予約・各種イベントのお申し込みは事務局までお電話<03-3463-7043>ください

お知らせ

★会費・青色共済会費を口座振替でお支払の会員の方へ
1月7日(月) にご指定の口座より振り替えられます
(前日までに口座残高のご確認をお願いします)

★会員の方へ

1月17日(木) は当会「新年賀詞交歓会」です
当日の事務局は午後3時までの業務となります

1月の税務相談日

当会会員の税理士による「税務相談会」をぜひご利用下さい

開催日・曜日	会場名	時間
1月16日(水)	(一社)渋谷青色申告会・事務局	午前10時～午後4時

費用 無料 (1人約1時間を予定) 譲渡所得・贈与税等のある方はこちらの「税務相談会」をご利用ください。

● 都税からのお知らせ ●

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です (23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(木)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

窓口

口座振替

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります)。
※詳しくは、都税クレジットカードお支払イサイト (<https://zei.metro.tokyo.lg.jp>) をご覧ください。

pay-easy

ATM
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ペイジーマークの入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) 「税金の支払い」をご覧ください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621 (代表)